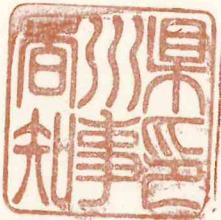


2 交通第 6384-16 号  
令和 3 年 1 月 8 日

一般社団法人香川県トラック協会  
会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造



### 感染拡大防止対策期における対策について

日頃より、本県の交通行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本県では、12月9日以降、「感染警戒期」として、県民の皆さま、事業者の皆さまに感染拡大防止の対策の徹底について御協力をお願いしてきたところですが、このところ、年末年始の人の移動の影響等が考えられる感染事例や高齢者施設での集団感染が発生するなど、感染が急激に拡大しています。

また、1月7日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国から、東京都などの4区域を対象とする新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されました。

これらのことから、香川県対処方針に基づき、1月9日（土）から29日（金）までを「感染拡大防止対策期」に位置付けることとし、これまでの感染警戒期における対応に加え、法に基づく協力要請として、県内における不要不急の外出及び県外への不要不急の往来について慎重に検討いただくことなどの対策をお示しするとともに、国の緊急事態宣言の期間である1月8日（金）から2月7日（日）までの間の対応についてもあわせてお示しし、県民の皆さまの御理解と御協力をお願いしたところです。

貴職におかれましては、「知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い」の貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底について、御協力をお願いします。

## 知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い ～県内での新規感染者の拡大及び1都3県における緊急事態宣言の発令を受けて～

本県では、12月9日以降、「感染警戒期」として、県民の皆さま、事業者の皆さまに対して十分な警戒をしていただくようお願いしてきたところですが、このところ、年末年始の人の移動の影響等が考えられる感染事例や高齢者施設でのクラスターが発生するなど、感染が急激に拡大しており、昨日までの直近1週間の累積新規感染者数が97人となりました。

また、施設におけるクラスターの発生といふいわば特殊要因もあり、感染経路不明者数の割合は17.5%と低くなっていますが、その要因を除いても、直近1週間の累積新規感染者数が、次の対策期である「感染拡大防止対策期」の目安となる48人となりました。

このまま、感染拡大が続き、感染者数が累増していくことになれば、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがある、まさに「感染拡大の危機」というべき事態です。

こうした状況を何としても食い止めるため、今回、警戒レベルを引き上げざるを得ないものと判断し、香川県対処方針に基づき、明日1月9日（土）から29日（金）まで、「感染拡大防止対策期」に位置づけることとします。

「感染拡大防止対策期」の対策は別添のとおりですが、これまでの「感染警戒期」における対応に加え、法に基づく協力要請として、県内における不要不急の外出及び県外への不要不急の往来について慎重に検討していただくようお願いします。

また、昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国から、東京都などの4区域を対象とする新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されました。

この度の宣言は、首都圏の感染状況が沈静化しなければ全国的かつ急速なまん延の恐れもあることから、このような対応がなされたものと理解しています。

この度の緊急事態宣言及び基本的対処方針を踏まえた対策については、緊急事態宣言の期間である本日から2月7日（日）までとし、緊急事態宣言対象区域の感染状況が1日も早く沈静化が図られ、全国的なまん延となる事態が避けられるよう、県民の皆さまのご理解とご協力を願いいたします。

私といたしましては、引き続き、国や各都道府県、県内各市町とも力を合わせ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の維持・回復の両立に向けて全力を傾けてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいたします。

令和3年1月8日

香川県知事 浜田 恵造





## 国の緊急事態宣言（令和3年1月7日）を踏まえた本県の対応について

令和3年1月8日

○対象期間：1月8日（金）～2月7日（日）

### 1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

#### （1）外出について

- ・緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来自粛の協力要請
- ・日程の延期ができない、また、オンラインなどで代替がきかない不要不急以外の用件で緊急事態宣言対象区域を往来する場合は、感染防止対策を徹底し、対象区域となる都道府県の要請に従うよう協力要請

#### （2）飲食について

- ・緊急事態宣言対象区域から参加者の来県が想定される催物（成人式を含む）の前後における大人数での会食等を控えるよう協力要請

### 2. 事業者への協力要請（法第24条第9項）

- ・香川県に本社・本店が所在する企業に対し、緊急事態宣言対象区域に有する支社・支店等におけるテレワークの徹底について協力要請

### 3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- ・緊急事態宣言対象区域から参加者の来県が想定される催物（成人式を含む）の主催者に対し、催物の前後における大人数の会食等を控えるよう呼びかけることの協力要請

### 4. 緊急事態宣言対象区域から来県される方への協力依頼（法によらない協力依頼）

- ・お住まいの地域において、感染拡大の状況を踏まえ、地域外への移動についてどのような対応が求められているのかを十分確認するよう協力依頼
- ・体調が悪い方や来県前2週間以内に『感染リスクが高まる「5つの場面」』に該当するような感染リスクの高い行動をとった方は、本県への帰省や旅行等を控えるよう協力依頼